

滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について

(琵琶湖総合保全部会の常設設置)

1. 改正の考え方

滋賀県琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の改定のため、「琵琶湖総合保全部会」を平成 22 年度に特設部会として設置した。（滋賀県環境審議会議事運営要領第 4 条第 3 項）

平成 23 年度に「マザーレイク 21 計画」を改定し、特設部会としての当初の目的は達成されたが、今後、同計画の進行管理や見直し等について本審議会で審議していく必要があることから、改定の審議を行った「琵琶湖総合保全部会」を常設化し、継続的に審議していくこととする。

2. 改正案

滋賀県環境審議会議事運営要領（修正部分抜粋）

（部会）

第 4 条 審議会に次の部会を置く。

- 一 環境企画部会
- 二 温暖化対策部会
- 三 水・土壌・大気部会
- 四 廃棄物部会
- 五 自然環境部会
- 六 温泉部会

七 琵琶湖総合保全部会

- 2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。
- 3 会長は、必要と認める時は、特別の案件を審議するため、第 1 項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

付 則

この要領は、平成 24 年 6 月 日（総会承認日）から施行する。

別 表

部 会 名	所 掌 事 務
環境企画部会	一 環境の保全に係る基本的な施策に関する事（他の部会の所掌に係るものを除く）。 二 他の部会の所掌に属しない事項に関する事。
温暖化対策部会	一 温暖化対策に関する事。
水・土壌・大気部会	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関する事。 二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関する事。
廃棄物部会	一 廃棄物の処理に関する事。
自然環境部会	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関する事。
温泉部会	一 温泉に関する事。
琵琶湖総合保全部会	一 <u>琵琶湖総合保全整備計画に関する事。</u>